

「創造的復興から人間復興へ―宮城の取り組みから見えてきたもの―」

綱島不二雄（みやぎ県民センター）

1. はじめに

私たちは、国の「創造的復興」「日本再生」「国土強靱化」という「くらしの復旧・復興」が見通しにくい政策の下で、被災者の立場からの運動に取り組んで来ました。この間に県の復興理念、施策がきわめて重要だという実感を持ちました。そこで、岩手・宮城両県の「医・職・住」にかかわる部分を中心に、その大要を比較検討し、宮城のこれまでの私達の取り組みについて報告し、岩手からも報告をいただき両者のこれまでの到達点を確認し、これからの共同作業をより深め、次への備えを提起できればと思います。

2. 「被災者本位の復興をめざして」を掲げ、復旧・復興支援みやぎセンター発足(2011.5.29)

宮城県労連は、共同支援センターをたちあげ、石巻を拠点に救援物資の配布をはじめ支援活動を展開していました。

3. 「水産特区」構想反対運動を共同して

センター発足当時、「水産特区」をめぐる、県と県漁協がはげしく対立していました。県漁協に話し合いを申し入れ、より広く市民へのアピール活動を提唱。2011年7月3日、石巻専修大学を会場に、仙台をはじめ県内各地からも参加を募り、「漁業の未来を考える集い」開催、地元漁民も参加。木村稔県漁協会長の講演を聴き、大漁旗と労働組合旗並んで、参加者全員で応援コール。会場は、熱気に包まれたものとなりました。

2013年3月16日、広く市民にも現状を知ってもらおうと「国際センター」を会場に「あらためてみやぎのいまと復興を考える」学習集会を企画しました。（結城登美男氏の講演と三陸新報、石巻日々新聞、大崎タイムス、河北新報論説委員からの報告）予想を超える800名の参加を得て、意を強くしました。

2014年3月15日「宮城の水産業・復旧・復興の今と未来を語る集い」県漁協船渡専務、石巻魚市場須能社長、塩釜蒲鉾連合商工協阿部会長、東北大農学部片山教授、河北新報寺島編集委員、司会綱島によるシンポジウムを開催し、漁業は、海岸、陸との一本のつながりが復興のカギとなることを認識しました。

4. 被災者医療費窓口負担免除継続運動の取り組み

2013年度からの県の窓口負担免除打ち切り方針に対して継続要求を広範な自治会の署名活動等を通じて展開、県議会の全会派もこれを重く見て、「免除継続」を附帯意見として2月定例会最終日（3月19日）に提出しましたが、120名にのぼる傍聴者を前に、知事はこ

れも拒否し、その日のうちに打ち切り決定しました。しかし、被災者は、くじけることなく復活要求運動に取り組みました。被災者の受診抑制実態、全県仮設自治会長名の半数にのぼる、団体署名等を提出、沿岸各地からの被災者が結集し、要請活動を数回にわたり展開、被災者の切実な声を届ける活動をつづけました。そして2014年度からの復活を実現しました。残念ながら、復活対象者はきわめて限定されたものになりました。

#### 5. 舞い込んだ支援活動要請

指定廃棄物最終処分場建設の3ヶ所の候補地の一つの町長自ら来訪し、仙台市での“反対集会”の実施を要請されました。地元民も多数動員するのでという要請でした。要請に応じ、2014年7月開催の環境大臣出席の下での市町村長会議（そこで候補地の最終決定という段取りだった）の会場に隣接する広場での緊急反対集会を開催し、300名程の参加者で氣勢を上げ、その影響か、大臣は、決定は知事に一任と発言して会議は終了しました。（“指定廃棄物対処特措法”の成立の背景について）

これを機に、最終処分場建設反対運動の一方の中心的役割を担うこととなり、2015年1月に「指定廃棄物処分場問題を考えるシンポジウム」を開催しました。県内各地から多くの団体が一堂に会す機会ともなり、その中から全県横断的な連合組織が誕生するおまけもつきました。更に環境省による処分場適地を選定する現地調査が実施されることになり、地元の方々を中心に、我々も参加して、最後まで頑張り通しました。

#### 6. 住まい家賃の取り組み→参考資料を参照して下さい。

#### 7. まとめ

- (1) 岩手の復興策は、まさに憲法に基づく被災者の権利を念頭に実施された「人間の復興」の典型と言ってよいと思います。→これからの復興を考える上で、しっかりと位置づけていきたい。その背景に、これまでの医療問題への取り組みの歴史、1930年代から始まった産業組合（医療利用組合）運動とそこから生まれた「あまねく医療均霑一平等な医療機会の創出」の理念が岩手の地にしっかりと根付いている。その中で我々の運動があるのではとあらためて認識された。
- (2) 全国災対連の国会要請行動から得るものが少しずつ充実  
とくに今回は、医療費減免、公営住宅家賃等に関しては、国の財政措置の全容が具体的数字で入手可能となり、現地での交渉がやりやすくなった。
- (3) 生活再建支援法の成立に向けて、集中的要請行動が求められる。（岩手の独自支援などの活用、また各府県での実践も総括して、より大胆な支援策を提示すべき）
- (4) 災害対策関連法制の見直しについては、全国災対連を中心とした議論、また恒久的災害復興に関わる省庁設置議論も早急に具体的要求とする必要あり
- (5) 予想される南海トラフ、首都直下型災害への災対連としての見解準備も必要では。

大災害時こそ、市町村地域ごとの対応がもとめられることは必須。

(6) 何よりも、子どもたちの楽しげな笑い声、ゆったりとしたお年寄りの姿があふれるコミュニティづくりが最大の地域防災の基本中の基本。

そのためには、私達の運動をもう一步掘り下げて、真に困難に直面している人々に地域の方々とも協力して直接手の届く活動となるような努力が必要と実感。

### 東日本大震災津波救援・復興岩手県民会議の取り組みを振り返って

東日本大震災津波救援・復興岩手県民会議・事務局長金野耕治

2011年7月9日 結成総会を盛岡市内で開催。200名の参加。25団体12個人が賛同。

記念講演と被災地や支援団体など12名の報告。

目的と運動など「申し合わせ」「役員」「結成アピール」を採択。

救援・復興の一点での共同、被災住民の生活再建、住民が主人公のまちづくりの取り組み、アンケート調査・政策活動、県や国への要求運動などを確認。

岩手県が策定した「復興基本計画(案)」に対するパブリックコメントの取り組みを

2011年7月15日 岩手県へ要請。義捐金の早期支給。仮設住宅団地の集会室・談話室の設置、風呂の追い炊き機能や結露防止、風除室の設置など改善など被災者の生活再建支援のほか、なりわい支援、医療・介護・福祉への支援、学校・教育への支援、原発事故対策、復興財源などについて要望。(副知事対応)

2011年9月11日 当初、4月に実施されるはずだった県知事選挙が6ヶ月延期で実施。明るい民主県政をつくる会の擁立した鈴木つゆみち氏が県知事候補として被災者本位の復興、被災した県立病院の再建を掲げてたたかう。県議選挙では、共産党が1議席から2議席へと倍増。

2011年9月 改選後の県議会で達増知事が「沿岸部の医療機能は低下させない」と被災した県立病院の再建を表明。

2012年2月25日 みやこ労働生活相談所を開所。宮古地域の生活相談と活動団体の会議場として活動開始。

2012年3月1日 岩手県議会に対して「三陸地域をつなぐ鉄道の堅持と早期復旧に関する要望書」を提出。

2012年3月4日 東日本大震災津波1年岩手県民集会を開催。250人参加。

仮設住宅の環境改善、福祉灯油補助の実現、住宅再建に県と市町村の独自補助 100 万円、仮設の県立高田病院に入院施設設置などの成果。自治労連や各地の住民組織、民主団体の取り組みを交流。NPO 岩手地域総合研究所が「震災後の仕事と暮らしに関する調査」の中間報告を発表。沿岸に職場がある 2206 人の労働者から回答を得て分析。ストレスや心的疲労が 50%超。要求項目を医療・福祉、仕事・なりわい、住まい・まちづくり、教育、公共交通に整理し、被災者が主人公の復興をめざし、「復興一揆」を提起。

2012 年 8 月 18 日 第 2 回総会 記念フォーラム開催。80 人参加。

復興の現状と課題を再確認する。

2012 年 10 月 7～8 日 災害対策全国交流集会 2012in みやぎ 蔵王町遠刈田温泉で開催。

16 都道府県 255 人参加。岡田知弘京都大学大学院教授の講演。

2012 年 11 月 16 日 復興庁岩手復興局に申し入れ書提出。復興予算の流用中止など 14 項目。

2012 年 11 月 21 日 全国災対連と岩手・宮城・福島で 3 県で省庁要請。

2013 年 3 月 3 日 2 年のつどい in 大船渡を開催。300 人参加。塩崎賢明立命館大学教授の講演。

2013 年 8 月 17 日 第 3 回総会 宮古市・陸中ビルにて開催。120 人参加。

2013 年 10 月 13～14 日 災害対策全国交流集会 2013in いわてを花巻温泉で開催。280 人参加。

2013 年 11 月 2 日～4 日 いわて復興一揆大行進・北コースは洋野町役場出発、久慈～野田～普代～田野畑～宮古～山田～大槌、南コースは 3 日出発。陸前高田～大船渡。4 日に釜石で南北が結集し決起集会。230 人参加。11 月 10 日、盛岡で「みんなの要求実現集会」400 人。

2013 年 12 月 13 日「被災者の声を聞け 国会総行動」

2014 年 3 月 2 日 3 年のつどい in おおつち 250 人参加

2014 年 6 月 18 日 JR 鉄道復旧を求めて国交大臣と JR 東日本に要請

2014 年 9 月 11 日 東北 6 県生協連が提唱した「被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を求める署名」を推進する岩手の会（住宅再建推進協議会）の結成総会

2014 年 10 月 3 日 「住宅再建推進協議会」として県議会に請願提出。全会一致で採択。

2015 年 2 月 13 日 「被災者の声を聴け！ 2.13 国会行動」 署名は全国 56 万筆集約され国会提出へ。

2015 年 3 月 1 日 4 年のつどい in 陸前高田 230 人参加

2015 年 10 月 18 日 第 5 回総会 山田町 80 人参加

2016 年 5 月 11 日 「熊本地震の被災者救援 被災者切り捨て許すな！ 国の責任で復興を 5.11 国会行動」

2016年3月12日 5年のつどい in 宮古 200人参加  
2016年8月27日 第6回総会 釜石市 100人参加  
2016年8月30日 台風10号岩手を直撃  
2017年3月25日 6年のつどい 陸前高田 180人参加  
2017年5月10日 「被災者切り捨て許すな！国の責任で復興を 5.10 国会行動」  
2017年9月17日 第7回総会 岩泉町 90人参加  
2018年3月17日 7年のつどい 野田村 130人参加  
2018年5月9日 「国は被災者の生活と生業の再建に責任をもて 5.9 国会行動」  
2018年8月18日 第8回総会 盛岡 60人参加

東日本大震災津波が発生して以来、被災者に寄り添った支援をそれぞれの団体が取り組んで来ました。例えば、自治労連本部は陸前高田市の鈴木旅館にボランティアセンターを設置し、全国からのボランティア受け入れの体制をとりました。全国災対連と全労連は、大船渡市三陸町のあづま荘にボランティアセンターを立ち上げ、全国からのボランティアを受け入れました。被災当初は東日本大震災共同対策本部として支援物資やボランティアの受け入れを調整し、そうした救援活動が一段落した段階で復興県民会議を立ち上げました。何事も初めての体験でしたので、全労連・全国災対連のご支援とご指導なしには出来ないことでした。

そのほか、いわて生協は、労理一体で復旧と復興支援・被災者支援に取り組み、バスボランティアは、2011年6月8日からスタートし、2011年度は51回1900人、12年度は41回1652人、13年度は21回789人、14年度は21回805人、15年度は15回500人、16年度は23回429人、台風10号支援が8回230人、17年度は9回276人が参加で、この間のボランティアは延べ181回6351人が参加しています。18年度は8回の予定。いわて食農ネットと消団連、生協連は、クリスマスの時期に毎年恒例の行事として、年末懇親会を山田町の仮設団地集会所で開催し、餅つきや会食、地元の民謡愛好会も協賛して民謡ショーが行われています。そのほか、農民連や新婦人、共産党など各団体に支援物資やカンパが寄せられ被災者を励ましました。

復興県民会議といわて労連はお茶っこ会を野田村で毎年継続して開催し被災者の皆さんから復興の進捗や心境の変化など伺ってきました。被災後5年経ってやっと復興公営住宅に入居できた方がお茶っこ会で「やっと手足を伸ばして寝られる」と話した言葉が今も心に残っています。

震災復興は、まさに県政の最優先課題であり、与党・野党とか労働組合の系統とかの違いを乗り越えて一丸となって取り組むべき課題です。その点で、今回被災した沿岸市町村12市町村のうち、10市町村が岩手自治労連加盟でしたが、連合岩手や自治労から労組の系統を超えて支援の申し出があったことは大変貴重な経験でした。

「創造的復興」を掲げる」宮城、「人間の復興」を進める岩手、両県の被災者本位の復興視点からの比較

**岩手**

**(被災初動)**

今の避難所生活では、とても先進国のものとは言えません。

→被災した 108 漁港全てを復旧方針表明

**(復興理念)**

憲法 13 条幸福追求権の保障と犠牲者のふるさとへの思いの継承 (3 月 15 日)

内陸部の市町村長会議の席上発言

↓

「オール岩手」宣言 (於釜石 4 月 11 日)

「医」「食」「住」や「学ぶ機会」「働く機会」

の確保、

**「復興特区」**

地元の自由度を高めることが基本、参入規制の緩和など、外から入りやすくする方向性は考えない。具体例としては、地盤沈下した土地を国が買上げ、水産関連用地として整備し、利用者に無償貸与する事 (実現せず)

**(典型施策)**

**<医療>**

被災者の医療費窓口負担免除  
国の 10 割負担中止後も継続実施  
県・市町村各 1 割負担

**宮城**

**(被災初動)**

私の最も恐れたのは、暴動や略奪でした。

→被災 142 漁港のうち 60 漁港を優先復旧方針表明

**(復興理念)**

復興を単なる「復旧」にとどまらない、抜本的な「再構築」。復興モデルの構築、災害に強いまちづくり。「巨大防潮堤、高台移転、職住分離、生業の近代化、復興特区・・・」

仙台空港民営化、広域防災拠点構想

**「復興特区」**

特区導入で規制緩和による企業参入の推進  
とくに「水産特区」の実現

**(典型施策)**

**<医療>**

被災者の医療費窓口負担免除  
県は一切関与せず。国の 10 割負担中止後は、県ではこの制度自体は中断  
仮設自治会の約半数の自治会長の再開要請署名提出などの活動があつて、2014 年度から再開、ただし非課税世帯のみが対象と従来の対象者のわずか 2 割のみ該当する規模で。しかも 2016 年度からは、9 市町のみ、2018 年度は、3 市町となり、この 3 市町は、仮設住宅の特定延長を決めたところである

#### <住まい>

災害公営住  
県・市町村各自分担して建設  
内陸部の移動者向けへ県営住宅建設  
(盛岡、花巻、北上、一関、遠野)  
県は、主に集合高層住宅  
市町村は、主に戸建て住宅(将来の買取り視野に)

#### <家賃>

収入超過者の家賃、割増し請求の発生  
県は 2018 年 1 月に家賃  
上限を決め(3DKで7万7,400円)  
市町村もそれに習い4月から実施  
特別家賃低減枠はすでに公営住宅に関して独自制度あり、(年々更新、期限なし、これの適用もありという状況)

#### <2011年3月末の教員移動>

移動は凍結  
子ども達は、今まで通りやさしい先生と一緒に、震災のショックを乗り切ることができた。

#### <県独自に復興局設置>

復興行政の一元化

#### <住まい>

県は、災害行使住宅には一切関与せず。  
各市町村では、入居者予定の変動が大きく、県営住宅の建設は不可欠なものであったにもかかわらずである。

#### <家賃>

家賃については、「特別家賃低減事業」の低減率縮小については、仙台市等で5年間の据え置が決定されたが、収入超過者の割増し家賃問題が表面化し、目下、仙台市との間で対応を協議中、新たな手当(上限設定等)を模索中、仙台市は、民間賃貸の空き物件豊富という態度。

#### <2011年3月末の教員移動>

移動決行  
被災校からの移動発令された教員に  
従来校との併任。  
教員、生徒、父母も動揺の日々

#### <県民センターのいくつかの取り組み>

- 被災自治体の首長訪問
- “まちづくりの取り組み交流集会”  
コミュニティ主体の集団移転  
400回にのぼる話し合いを実施して  
集団移転を実現(東松島市)  
400年の歴史ある集落の現地再建
- 取り組めなかった課題  
防潮堤、高台移転  
22cmのミスは大きな隔たり  
(知事の市民との対話姿勢が問われている)